

基本目標4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

4-1 大気環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

一般環境中の大気質の状況を把握するため、市内9カ所に一般環境大気測定局を設置し、環境基準の定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)の6項目の観測を行っています。微小粒子状物質(PM2.5)については、平成26年度から宮原測定局と片柳測定局に測定機器を設置し、合計5カ所の一般環境測定局で測定しています。

平成26年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については昨年度に引き続き全局で環境基準を達成しました。微小粒子状物質(PM2.5)については、平成25年度は環境基準を達成した測定局は0局でしたが、平成26年度は2局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準を超過しました。光化学オキシダントは、工場・事業場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などの大気汚染物質が太陽光により化学反応を起こすことで生成されます。環境基準達成状況は全国的に低く、0.3%と報告されています。

(各測定局の環境基準達成状況については、P.4~5を参照)

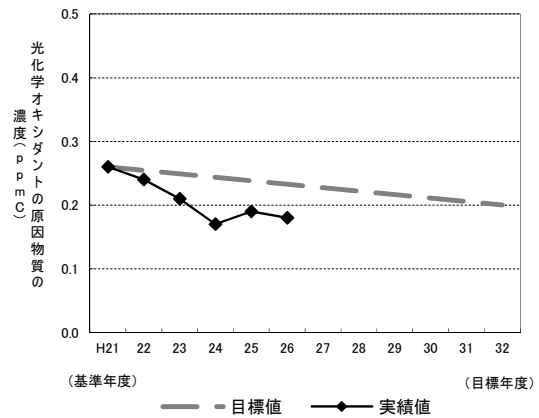


図 2-4-1 光化学オキシダントの原因物質の濃度の推移

表 2-4-1 《指標》一般局における大気汚染に係る環境基準達成率、有害大気汚染物質に係る環境基準達成率、光化学オキシダントの原因物質の濃度の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
一般局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	
有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(%) (ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	
光化学オキシダントの原因物質の濃度 (ppmC) (非メタン炭化水素 (午前 6 時から 9 時) の年平均値)	0.26	0.24	0.21	0.17	0.19	0.18	0.20 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準○

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ)課題

引き続き、環境基準の全項目達成をめざして、工場・事業場から発生するばい煙等の監視・指導に努めます。また、微小粒子状物質(PM2.5)について、国、県等の関係機関と情報共有するとともに、原因物質の排出状況の把握や効果的な対策の検討を行うため、成分分析を実施します。

光化学オキシダントの発生は広域化しているため、関連自治体と共同して排出抑制に向けた呼びかけや情報の共有を行い、原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量の削減に努めます。

(2)個別施策の実施状況と課題

①固定発生源対策の推進

■工場・事業場からの大気汚染防止

○実施状況

大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づくばい煙発生施設からの排出ガスの規制・指導を行っています。

平成26年度の市内のばい煙発生施設は1,054基で、そのうち51%がボイラー(小型ボイラーを含む)、35%がディーゼル機関などの発電施設でした。このうち、ばい煙発生施設178事業所・298基の立入調査を行い、施設の維持管理方法に関する指導を行ったほか、排出ガスのばい煙検査を計3件実施しました。検査の結果は、全ての施設で基準値に適合していました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内のばい煙発生施設数(基)	1,079	1,086	1,076	1,081	1,057	1,054
行政検査を実施した施設数(件)	6	6	3	3	3	3
基準を超過した施設数(件)	0	1	0	0	0	0
基準達成率(%)	100	83	100	100	100	100

○課題

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質と考えられている揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制について広域的な取組を推進するとともに、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく指定炭化水素類発生施設についての立入調査・指導を行います。

■大気汚染に係る公害苦情

○実施状況

平成26年度の大気汚染に関する公害苦情件数は163件でした。これは、公害苦情全体の34.4%を占めています。近年、野焼きに関する苦情が増加傾向にありますが、平成26年度においても、大気汚染に関する苦情の約67%が野焼きに関するものとなっています。

大気汚染に関する苦情件数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気汚染に関する苦情件数(件)	163	142	148	168	164	163

○課題

特に、住宅地に隣接する家庭菜園やレジャー農園での野焼きに対する苦情が増えており、今後、引き続き近隣への配慮について周知・啓発を強化していくことが必要です。

■石綿対策

○実施状況

吹付け石綿の除去など特定粉じん排出等作業を実施する場合には、大気汚染防止法に基づく届出が必要になります。本市では、この届出のあった現場に対し立入検査を実施しています。

平成26年度は39件の届出があり、47件の立入検査を実施し、このうち46件の周辺環境調査を実施しました。調査の結果、全て規制基準値10本/ℓ未満でした。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気汚染防止法に基づく届出件数(件)	47	46	45	39	39
立入検査を実施した件数(件)	52	46	45	50	47
行政検査件数(件)	30	44	43	46	46
基準を超過した件数(件)	0	0	0	2	0

また、市内一般環境中の石綿モニタリング調査を各区1地点の計10地点で実施しました。平成26年度の環境中石綿繊維数濃度は、10地点全てで0.10本/ℓ未満でした。

なお、世界保健機関(WHO)は、「環境保検クライテリア」において「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」としています。

No.		石綿(総繊維)濃度調査結果(本/ℓ)				
		平成22年度 (総繊維数)	平成23年度 (総繊維数)	平成24年度 (石綿繊維数)	平成25年度 (石綿繊維数)	平成26年度 (石綿繊維数)
1	さいたま市役所測定局	0.22～0.85	0.11～0.62	<0.10	<0.10	<0.10
2	宮原公民館	0.22～0.62	0.057～0.51	<0.10	<0.10	<0.10
3	馬宮公民館	0.057～0.68	0.11～0.79	<0.10	<0.10	<0.10
4	公園ポンプ場(大宮区)	0.39～0.90	0.11～0.68	<0.10	<0.10～0.10	<0.10
5	片柳コミュニティセンター	0.057～0.73	0.057～0.85	<0.10	<0.10	<0.10
6	保健所	0.22～0.85	0.057～0.68	<0.10	<0.10	<0.10
7	プラザウエスト	0.17～0.79	0.17～0.90	<0.10	<0.10	<0.10
8	辻自排局	0.17～0.96	0.11～0.56	<0.10	<0.10	<0.10
9	美園公民館	0.11～0.79	0.11～0.56	<0.10	<0.10	<0.10
10	岩槻測定局(区役所)	0.17～0.85	0.28～0.85	<0.10	<0.10	<0.10

注1) アスベストモニタリングマニュアルに基づき、平成23年度までは総繊維数を、平成24年度からは石綿繊維数を測定しています。

注2) 表中の「<」は、調査結果が検出下限値未満であることを示しています。

○課題

引き続き、大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、石綿の飛散防止対策を徹底するように監視・指導する必要があります。

②移動発生源対策の推進

■自動車単体対策の推進

○実施状況

市内には、国道 16 号、17 号等の交通量が多い道路が多数あり、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は少なからず大気環境に影響を及ぼしていると考えられます。

そこで、道路沿道の大気汚染状況を把握するため、交通量の多い主要幹線道路沿道に自動車排出ガス測定局（自排局）を 6 ヶ所設置し、主に自動車から排出される大気汚染物質を対象として測定しています。

平成 26 年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質について環境基準達成率 100%を維持しています。

また、平成 21 年 9 月より環境基準が定められた、微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 23 年 4 月より三橋自排局にて測定を開始しましたが、平成 26 年度は平成 24、25 年度に引き続き、環境基準を超過しました。

表 2-4-2 《指標》自排局における大気汚染に係る環境基準達成率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
自排局における大気汚染に係る環境基準達成率 (%) (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

○課題

自動車排出ガスについては、国や県、九都県市等周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や自動車 NOx・PM 法の車種規制などを推進するとともに、低公害車の普及や利用拡大、円滑な交通量・交通流など環境への負荷の少ない交通体系の確立など、移動発生源対策に努める必要があります。



大気汚染常時監視測定局位置図

■九都県市自動車排出ガス対策の推進

○実施状況

本市を含む首都圏の1都3県及び5政令指定都市（九都県市）で協力・連携しながら、低公害・低燃費車の指定及び普及促進など、自動車排出ガスの削減に取り組んでいます。

平成26年度においても、「九都県市低公害車指定指針」に基づき、低公害かつ低燃費な車両を九都県市指定低公害車に指定し、その普及促進に努めました。

○課題

引き続き低公害・低燃費車の指定及び普及促進に取り組んでいきます。

■アイドリングストップの徹底

○実施状況

平成26年度は、環境イベントや九都県市のディーゼル規制一斉取組などにおいて、市民、事業者にアイドリングストップを呼びかけました。また、開発行為の事前協議において、開発行為の申請者に対して、アイドリングストップ周知の徹底を呼びかけました。

○課題

さいたま市生活環境の保全に関する条例でアイドリングストップの実施を規定しており、引き続き徹底を呼びかけていきます。

■さいたま市交通環境プランの推進

○実施状況

自動車による公害防止のため、平成17年2月に策定された「さいたま市交通環境プラン」は、平成23年3月に地球温暖化対策の視点などを加え改訂され、「自動車から公共交通機関等への転換」「次世代自動車の普及推進」「エコドライブの推進」を重点施策としています。平成26年度は同プランに基づいて、モビリティマネジメント施策、次世代自動車の普及、エコドライブの普及などを積極的に推進しました。

○課題

大気汚染物質の削減、二酸化炭素排出量削減のために、引き続き自動車から公共交通機関等への転換、エコドライブの普及などを推進します。

■公用車への次世代自動車の率先導入

P107「**■公用車への次世代自動車の率先導入**」を参照

■市民・事業者の次世代自動車導入支援

○実施状況

市民や事業者による次世代自動車の導入を支援するため、平成15年度から「低公害車普及促進対策補助金」制度を設けています。補助対象は、主として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者などが使用する、天然ガス自動車及びハイブリッドのトラック・バスです。

また、平成22年度からは、電気自動車の導入にかかる補助制度を実施しており、平成25年度には、新たにプラグインハイブリッド自動車を補助対象に加え、平成26年度も引き続き、市民や事業者への次世代自動車の導入を支援しました。

なお、市域の次世代自動車登録台数は、平成25年度の37,210台から平成26年度の45,122台へ増加し、長期目標である87,000台（平成32年度）に向け着実に推進しています。

また、次世代自動車の普及促進を図るため、E-KIZUNA シンポジウム2014、コラボさいたま2014等のイベントでのブース出展・試乗会を行いました。

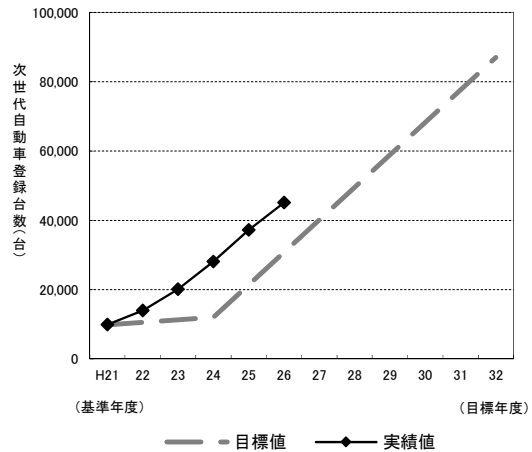


図 2-4-2 次世代自動車登録台数の推移【再掲 P106】

表 2-4-3 《指標》次世代自動車登録台数の推移【再掲 P106】

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値(年度)
次世代自動車登録台数(台)	9,875	14,014	20,080	28,068	37,210	45,122	87,000 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。又は前年度より良化している。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

○課題

事業用の天然ガス自動車及びハイブリッドのトラック・バス普及に向けた啓発活動を行うとともに、引き続き市民、事業者への次世代自動車の導入を支援していきます。

■次世代自動車の普及促進対策補助

P107 「■次世代自動車の普及促進対策補助」を参照

■交通量対策

○実施状況

自動車の交通量を減らすために、交通システムの改善、人の動きを自動車利用から公共交通機関等へ転換する「モビリティ・マネジメント（MM）」及び環境にやさしい物流システムを推進しています。

交通システムの改善として、コミュニティサイクルの導入、自転車駐車場の整備やコミュニティバス等の導入・改善検討を実施しました。

MM 推進事業としては、市内転入者に対し過度な自動車利用から環境にやさしい交通行動への転換を促すため、「さいたま市転入者 MM 庁内推進委員会」を設置、庁内関係各課と連携し、市内全区役所の区民課窓口において転入者 MM を実施しています。また、市内大型ショッピングセンターで「クルマと環境について考えよう」と題し、モビリティ・マネジメントの啓発イベントを開催したほか、学校 MM として、三橋小学校の5年生を対象に公共交通に関する授業とバス乗車体験を実施しました。

環境にやさしい物流システムの推進としては、貨物自動車の合理化・効率化のため、各事業者から集荷した複数の荷物を共同センターで集めて仕分けをし、行き先別に配送する「共同輸配送システム」を推進しています。

東京都市圏交通計画協議会^{*1}が10年に1度実施するパーソントリップ調査^{*2}によると、本市の交通手段分担率は、平成10年から平成20年にかけて、鉄道分担率が増加し、自動車分担率が減少していますが、依然として自動車分担率は高い傾向にあります。

※1 東京都市圏内の都県・政令指定都市及び関係機関において設置。

※2 「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べるものです。

そこからは、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができます。

○課題

今後も自転車駐車場等の整備や、公共交通の利用促進に努める必要があります。

共同輸配送システムは、市内事業所に普及が進んでいない状況にあり、今後は広報等を実施し普及活動に努めます。

■交通政策事業(さいたまカーフリーデー2014の開催)

P108 「■交通政策事業(さいたまカーフリーデー2014の開催)」を参照

■交通流対策

○実施状況

平成23年3月に改訂した「さいたま市交通環境プラン」に基づき、交通流を円滑化するために、違法駐車を減らし、駐車車両による交通阻害を防止することや、交通容量が前後の区間に比べ小さくなっている地点等を改良するボトルネック対策、道路整備により自動車のスムーズな流れをめざす道路ネットワークの整備の推進を行っています。

概ね5年ごとに全国一斉に実施される自動車の利用実態に関する調査である「道路交通センサス」において、平成22年度の市内一般道の混雑時平均旅行速度の調査結果は17.8km/時で、前回調査より旅行速度は下がりました。

市内一般道の混雑時平均旅行速度の推移【再掲 P108】	平成11年度*	平成17年度	平成22年度
混雑時平均旅行速度(km/時)	20.3(20.7)*	20.1	17.8

※()は岩槻区分を含んだ数値

○課題

交通流を円滑化するために、今後もさいたま市交通環境プランに基づいた施策を交通量対策と併行して推進する必要があります。

■違法駐車防止対策事業

○実施状況

「違法駐車等防止条例」に基づき、交通関係団体と連携し、違法駐車防止啓発活動を行います。これにより、交通渋滞の緩和を推進していきます。

平成26年度は、啓発品配布による違法駐車防止対策事業を実施しました。

○課題

違法駐車は無くなっておらず、引き続き違法駐車への減少に向けて啓発活動を行っていきます。

■都市計画道路の整備(広域幹線道路の整備)

○実施状況

市内各地で発生している慢性的な交通渋滞を緩和するため、骨格となる多車線道路や弱い東西方向の道路整備を重点的かつ計画的に推進していきます。

これにより、自動車からの排出ガスによる浮遊粒子状物質(SPM)や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制につなげていきます。

平成26年度には、都市計画道路の整備率(計画された都市計画道路の延長合計に対する、整備済みの道路延長)は、平成25年度の47.7%から49.9%に増加しました。

○課題

都市計画道路の整備率はほかの政令指定都市に比べると低い水準にあり、今後とも、交通渋滞の早期解消に向け、効率的・効果的な都市計画道路の整備を進める必要があります。

■道路の街路樹の整備

P67「**■道路の街路樹の整備**」を参照

4-2 水環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

公共用水域については、河川の利用目的に応じて類型が指定されており、類型ごとに水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）等について環境基準が定められています。

本市では、これらの項目について市内を流れる鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の 10 河川 23 地点で常時監視を行っています。

そのうち、環境基準が設定されている 5 河川における平成 26 年度の公共用水域の環境基準達成率は

96.9%で、前年（92.7%）と比べ改善されました。なお、カドミウム、シアン等、健康項目については、全項目で環境基準を達成しました。（各河川の環境基準達成状況については P.6~7 を参照）

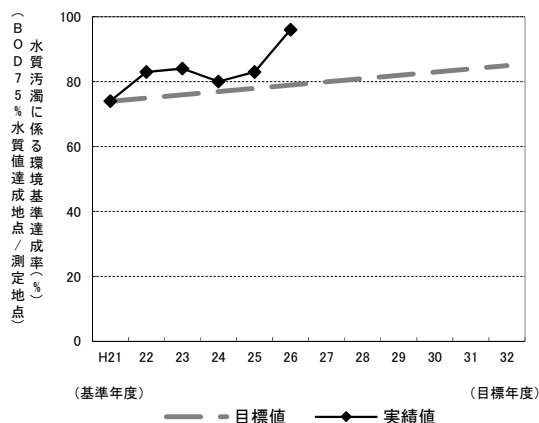


図 2-4-3 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

表 2-4-4 《指標》水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
水質汚濁に係る環境基準達成率 (%) (BOD75%水質値達成地点/測定地点)	74	83	84	80	83	96	85 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	△	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。又は前年度より良化している。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

公共用水域の環境基準の達成率の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公共用水域の環境基準の達成率 (生活環境項目) (%)	90.2	93.0	93.4	92.7	92.7	96.9

生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的に、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。

平成26年度末の公共下水道普及率は91.5%となり、前年度と比べ0.6%向上しています。

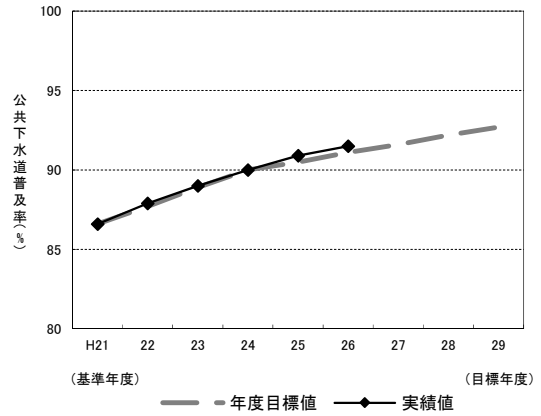


図 2-4-4 公共下水道普及率の推移

表 2-4-5 《指標》公共下水道普及率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
公共下水道普及率 (%)	86.6	87.9	89.0	90.0	90.9	91.5	92.7 (平成 29 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ)課題

今後、水質汚濁の改善のためには、公共下水道未整備地区の工場・事業場への監視や指導、公共下水道の早期整備、合併処理浄化槽の普及促進、雑木林や屋敷林の保全などに取り組むとともに、市民、事業者、市のパートナーシップによる河川敷等のクリーン活動の実施、家庭において取り組む生活排水対策のより一層の推進なども必要です。また、水生生物の生息の視点からの水質保全についても検討していく必要があります。

(2)個別施策の実施状況と課題

①水質汚濁防止対策の推進

■生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施

○実施状況

生活排水が流入する小河川などの水質を監視するため、市内の 12 の小河川・雨水幹線で BOD の調査を行いました。

○課題

今後も水質汚濁の状況を調査し、公共用水域の水質改善に関する施策へと反映させていきます。

■排水に関する工場・事業場への立入検査の実施

○実施状況

法・条例により排水規制の対象となっている工場・事業場に対し、排水処理施設の維持管理状況などを踏まえて効果的な立入検査を実施しました。対象 185 事業場に対して延べ 213 回の立入検査を実施し、164 件の排水検査を実施しました。排水基準適合率は 91.5%でした。

事業場の排水基準適合率の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業場の排水基準適合率(%)	84.1	87.7	80.9	86.9	85.4	91.5

○課題

今後も立入検査による排水基準遵守の徹底及び排水基準不適合事業場の早期改善が重要となります。

■東京湾水質汚濁負荷量総量規制制度に基づく、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告受理

○実施状況

東京湾に流入する汚濁負荷量を規制する総量規制制度により、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告を受理し、埼玉県に報告しました。

○課題

今後も総量規制制度を適切に運用することにより、特定事業場からの汚濁負荷量の削減につなげていく必要があります。

■ゴルフ場の農薬検査

○実施状況

ゴルフ場で使用される農薬による周辺環境や公共用水域に及ぼす影響を調査するため、市内 5ヶ所のゴルフ場調整池等の残留農薬について、9 検体 8 種類の農薬の調査を実施したところ、すべてのゴルフ場において農薬は検出されませんでした。

○課題

今後も定期的にゴルフ場農薬検査を行い、公共用水域に影響が生じないように監視していきます。

■有害物質等の流出事故対策の実施

○実施状況

水質異常事故が発生した際は、被害の拡大を防止するため、緊急に対応しています。

平成 26 度に発生した水質異常事故は 13 件で平成 25 年度の 5 件に比べ 8 件増加しました。原因が特定できた 2 件に関しては、原因者に改善指導を行いました。

水質異常事故件数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水質異常事故件数(件)	26	16	17	23	5	13

○課題

水質異常事故に関しては、暗渠からの汚水の流入等、原因者の特定が困難な場合が多く、効果的な追跡方法の確立が必要です。引き続き原因者の特定に努め、事故防止や改善指導を行います。

②生活排水対策の推進

■合併処理浄化槽の普及促進(合併処理浄化槽の新設、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、経費の一部の補助を実施)

○実施状況

浄化槽整備地域における生活排水対策として、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る経費の一部に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。
平成26年度は、18基の転換に対し補助金を交付しました。

○課題

引き続き、合併処理浄化槽への転換が促進されるよう、より効果的な啓発方法等を検討していきます。

■浄化槽の適正な維持管理の指導実施

○実施状況

公共下水道未整備地域において、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の確保に努めます。

浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率の推移

	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度
受検率(%)	1.5	1.7	2.8	3.1	3.5

○課題

浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率向上に向けた取組について、より効果的な方法を検討していきます。

③水循環の保全・再生

■さいたま市水環境プランの推進

○実施状況

水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、平成17年度に「さいたま市水環境プラン」を策定しました。
このプランは、策定後の水環境に関する状況の変化、施策の進捗状況や市民意識調査結果等を踏まえ、平成23年度に改訂を行いました。

○課題

望ましい水環境の実現に向け、「さいたま市水環境プラン」(改訂版)に基づき各種施策を推進していきます。

■地下水の揚水規制と利用の抑制

○実施状況

事業場による地下水の揚水を規制するため、関係法令による許可や届出が義務づけられています。
平成26年度末の許可・届出対象事業場は379事業場、井戸本数は625本あります。

○課題

市内の事業者等による地下水採取に係る未届出井戸等が存在するため、引き続き実態把握と監視に努めます。

■水循環の保全・再生

○実施状況

健全な水循環とは、降雨が河川水又は地下水となり海域に流入する自然の水循環が質・量ともに維持されること、河川や湖沼における水質の自然浄化能力が維持・回復されること、河川水や地下水を人々の生活や産業が利用し浄化して自然の水循環に返していくプロセスが自然環境に与える影響をできる限り小さくすることなどが含まれると考えられます。

都市では雨水が地面に浸透しづらく、下水管などに直接流れ込む比率が高くなります。さらに地下水が多量に利用されると、地下水位の低下が生じ、湧水の消失や河川水位の低下、長期的な植生の変化につながる可能性があります。

水循環の現況の指標として、公共施設への雨水タンク設置数を取り上げます。市では、市立学校、公園等の公共施設において、雨水浸透施設や貯留施設の整備を推進しています。すでに設置済の小学校では、花壇への水やりなどの雨水利用を実施しています。また、未来の水環境を守るため、小学校の生徒たちに水循環の大切さを学んでもらうための出前講座による環境教育を行っています。

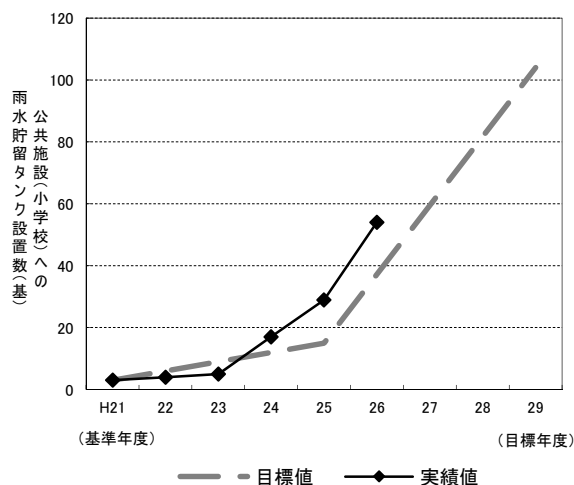


図 2-4-5 公共施設(小学校)への雨水貯留タンク設置

表 2-4-6 《指標》公共施設(小学校)への雨水貯留タンク設置数の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
雨水貯留タンク設置数 (累計)(基)	3	4	5	17	29	54	104 (平成 29 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良好化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50% 以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50% を超えている。

○課題

健全な水循環の再生に向け、減少した河川流量の確保に努めるとともに、消失した湧水の保全のため、雨水の地下浸透を促進すること、また、子どもたちへの環境教育を継続して推進していくことが求められています。

■市で実施する工事における透水性舗装の推進

○実施状況

都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下還元を促進するため、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」の対策メニューを勘案して雨水を地中へ浸透させる構造を採用するよう取り組んでいます。平成26年度についても、雨水の地下還元を促進を図りました。

○課題

公共施設敷地内の雨水の地下還元をさらなる促進を図ります。

■環境保全政策推進事業

○実施状況

雨水の地下浸透や水資源の有効利用に配慮し、水の循環の健全化を図っています。平成26年度の実績として、市内小学校25校に25基の雨水貯留タンクを設置し、計53校に54基を設置しました。また、希望する小学校5校に対し、環境啓発を目的とした講義を行いました。

○課題

雨水貯留タンクの設置を小学校等の施設のモデル事業としてだけで終わらせず、市民の共通の財産である豊かな水環境の創造に向けた政策展開に結びつけていきます。

■雑用水利用促進事業、雨水など上水道以外の水源を雑用水として利用することの促進

○実施状況

本市では、健全な水循環を保全・再生することをめざして、雑用水や雨水の利用による上水道使用量の抑制、水の大切さに関する啓発活動などに取り組んでいます。一日あたりの最大給水計画量が130m³を越えるホテル・ショッピングセンターなどに対し、手洗い用水などの処理水や雨水をトイレ洗浄や植栽への散水に利用するようお願いしています。なお、平成26年度は雑用水の利用の対象となる開発事業がありませんでしたので、雑用水の利用施設は前年と同じです。

○課題

大規模な開発・給水を計画する事業者に対し、水の有効利用を図るために雑用水などの利用について理解を深めていただき、導入を検討するよう協議を行っています。しかし、雑用水の利用に係る施設の整備や維持管理の費用負担が伴うことから、事業者の同意を得ることが難しく、今後の取組の課題となっています。

■水道使用量

○実施状況

水循環の保全には、限られた水資源を有効に利用することが欠かせません。そのため、本市では節水型社会の形成をめざした施策を実施しています。指標として、市民一人一日あたりの水道使用量を用います。数値は目標のとおり順次減少しているため、市域全体にわたり節水機器の普及や節水意識の高揚などによる節水型社会の形成が進んでいるものと考えます。

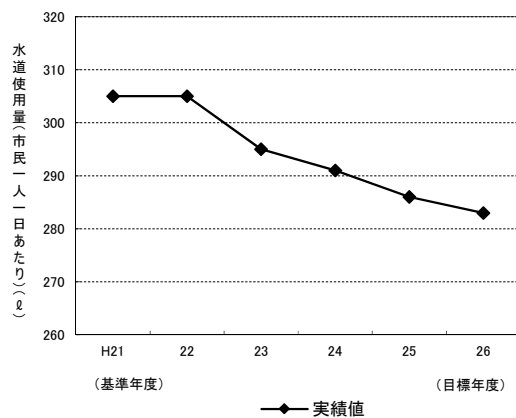


図 2-4-6 水道使用量(市民一人一日あたり)の推移

表 2-4-7 《指標》水道使用量の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
水道使用量(市民一人一日あたり)(ℓ)	305	305	295	291	286	283	順次減少
対前年度比	基準年度	△	○	○	○	○	/
対年度目標値比	基準年度	△	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

○課題

節水型社会の形成をさらに進めるために、雑用水利用促進事業・水環境保全意識啓発事業を推進し、国、他自治体、民間企業等との連携やPRにより効果的・継続的に市域にはたらきかけていく必要があります。

■水環境保全意識啓発事業(小学校水道教室と公民館講座の開催)

○実施状況

健全な水循環の保全・再生を目指して、雨水の利用などによる上水道使用量の抑制、水を大切に使う必要性に関する啓発活動などに取り組んでいます。また、「さいたま市水道事業長期構想」(平成 16 年度策定)を踏まえ、「水道環境基本理念とその方針」(平成 17 年度策定)に基づき、学校教育等における水資源の大切さの認識の増進を図るなど、「環境に配慮したやさしい水道」を構築していきます。平成 26 年度は、小学校水道教室(54校5,549人)、公民館講座(5館120人)を実施し、延べ5,669人を対象に節水意識の高揚、川を汚さない工夫など水環境の保全意識の向上を図りました。



平成 26 年度小学校水道教室



平成 26 年度公民館講座

○課題

近年小学生の環境への意識が高まっていることから、小学校水道教室は成果を得ており、今後も引き続き内容を精査しながら水環境保全の意識啓発を進めていきます

4-3 土壌・地盤環境の保全

(1) 現況と課題

【土壌・地下水汚染】

ア) 現況

土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の土壌汚染の状況の把握に努めています。また、汚染された土地を管理している事業者に対しては、汚染土壌の拡散防止を指導しています。

地下水は古くから水道水源などに利用されてきました。しかし、一度汚染されると浄化が難しく、水質の回復は容易ではありません。そこで、本市では、地下水の水質状況を把握するため、埼玉県地下水測定計画に基づき市内を約2km四方の52区画に分け、年度ごとに調査区画を定め、その区画の中から井戸を選定し、概況調査を実施しています。平成26年度の概況調査地点は6地点となっています。

地下水には、テトラクロロエチレン等30物質について環境基準が定められており、平成26年度の概況調査では、全地点で環境基準の超過が確認された地点はありませんでした。

過去の概況調査の結果、環境基準の超過がみられた地点については、継続監視調査として、現在10地点で調査を行っています。この調査では、3地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準を超える濃度で確認されました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥、家畜排せつ物の不適正な処理、生活排水の地下浸透などが主な汚染の原因とされていますが、汚染が広範囲に及ぶことが多く、汚染源を特定することはできませんでした。また、3地点において砒素が、1地点において鉛とトリクロロエチレンそれぞれが環境基準を超える濃度で確認されました。

イ) 課題

今後も土壌汚染や地下水汚染の未然防止に向け、土壌・地下水汚染対策を進める必要があります。土壌汚染が発見された場合、対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要となります。このため、事業者に対し、有害物質の適正な使用について指導を継続する必要があります。

【地盤沈下】

ア) 現況

大宮・東浦和・岩槻の3観測所（沈下計2台、水位計3台）において地盤変動及び地下水位の観測を行いました。平成26年度は地盤変動に大きな変化はみられませんでした。地下水位は5月まではやや低下か、安定した水位を示し、6月からゆるやかに水位が上昇しました。

また、市内80カ所の水準点において、地盤沈下の測量を行ったところ、地盤沈下の目安である2cm以上の沈下は見られませんでした。

表 2-4-8 《指標》単年度沈下量2cm以上の面積の推移

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値(年度)
単年度沈下量2cm以上の面積(km ²)	0	0	-	0	0	0	0 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	-	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	-	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

今後も地盤沈下の未然防止に向けて、地下水揚水量の削減や水の循環利用など地下水源の保全を図るとともに、継続的な監視を行うなど、地盤沈下の防止に努める必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 土壌・地下水汚染対策の推進

■ 土壌・地下水汚染対策

○ 実施状況

本市では、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を取り扱う事業場が廃止された際などに、土壌や地下水の調査・汚染の防止や浄化対策の指導を行っています。

○ 課題

現在指定されている区域を適切に管理し、土壌汚染の拡散防止に努める必要があります。

②地盤沈下の防止

■地盤沈下の防止

○実施状況

本市では、地盤沈下を防止するため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」によって、地下水の揚水規制を行っています。

また、規則や市条例に基づき、毎月の地下水採取量を揚水施設使用者が報告することになっています。

平成26年度に地下水採取量を報告した井戸は471本、条例などに基づく地下水採取の届出は18件ありました。

市条例などに基づいて報告された平成26年の地下水採取量は57,566 m³/日で、平成25年より増加しています。

また、本市に供給されている上水道の一部は、市内の63本の深井戸から汲み上げた地下水を水源としています。本市としては、地盤沈下防止のため、上水道水源としての地下水利用を徐々に抑制し、河川水を水源とする水道水に転換を図ってきた結果、地下水揚水量は減少し、平成26年度の上水道給水量に占める地下水の割合はおよそ10.6%でした。

地下水採取量等の推移

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度
地下水採取量(m ³ /日)	51,730	59,442	53,062	50,555	53,902	57,566
対前年度比(%)	93.3	114.9	89.3	95.3	106.6	106.8
上水道に占める地下水源の割合(%)	8.1	9.5	8.5	8.1	9.5	10.6

○課題

本市の上水道に利用する地下水給水量は減少してきましたが、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用は継続する方針です。全体給水量の減少に伴い、近年は地下水源比率は増加しており、今後は上水道水源に占める地下水の割合は若干増加した後、一定比率を維持していく予定としています。

4-4 生活環境の保全

(1) 現況と課題

【騒音・振動】【悪臭】

ア) 現況

本市では、騒音規制法、振動規制法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に定められた施設の設置や建設作業の実施に関する届出を受理したときは、騒音、振動の防止対策の指導を行っています。また、中高層建築物の建設や開発行為の許可申請、事前協議の際にも、騒音、振動を発生させる装置、施設の設置場所や、防音、防振対策の指導を行っています。

一方、深夜営業騒音、近隣騒音への対策としては、深夜も営業する飲食店などに対し、条例の規定や規制基準を守るよう指導を行っています。

平成 22 年度に自動車騒音の環境基準の維持達成を目指して、市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道を 150 の評価区間に分割し、すべての区間を 5 か年で監視する計画を策定しました。平成 26 年度は 11 地点で測定を実施し、13 路線 42 区間について面的評価を行いました。

平成 26 年度評価区間の自動車騒音について、実測定を行った地点で騒音レベルが最も高くなったのは、一般国道 16 号で昼間は 78dB、夜間は 78dB でした。また、評価区間全体での昼夜環境基準の達成率は、92.1%でした。

道路交通振動は、全測定地点で要請限度を下回りました。

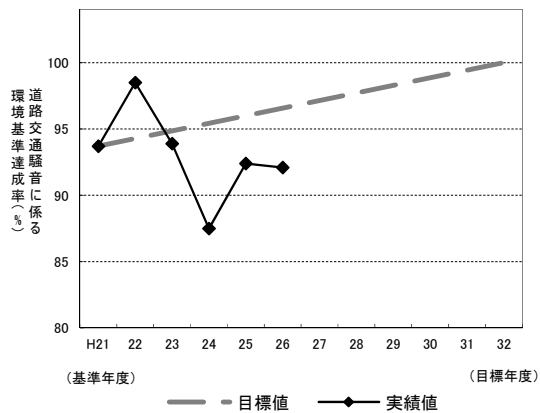


図 2-4-7 道路交通騒音に係る環境基準達成率の推移

表 2-4-9 《指標》道路交通騒音に係る環境基準達成率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
道路交通騒音に係る環境基準達成率 (%)	93.7	98.5	93.9	87.5	92.4	92.1	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	△	△	○	△	
対年度目標値比	基準年度	○	△	△	△	△	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。又は前年度より良化している。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

自動車騒音の面的評価結果(一般国道・県道・4車線以上の市道)

番号	路線名	始点	終点	環境基準達成率(%)			評価対象 住居等 戸数(戸)
				昼間	夜間	昼夜	
1	一般国道17号線	南区内谷	南区曲本	100	92.0	92.0	50
2	一般国道17号線	南区曲本	中央区上峰1丁目3	93.2	60.0	60.0	1,245
3	一般国道17号線	中央区上峰1丁目3	中央区八王子1丁目8	97.7	74.3	74.3	829
4	一般国道17号線	中央区八王子1丁目8	中央区本町西5丁目7	100	75.4	75.4	57
5	一般国道122号線	岩槻区大字平林寺	岩槻区加倉1丁目33	61.2	58.9	58.9	479
6	一般国道122号線	岩槻区加倉1丁目33	岩槻区大字加倉	66.7	66.7	66.7	30
7	一般国道122号線	岩槻区大字加倉	岩槻区大字加倉	100	50.0	50.0	2
8	一般国道122号線	岩槻区大字加倉	緑区大字大門	75.6	56.1	56.1	41
9	一般国道122号線	緑区大字大門	緑区大字間宮	72.5	57.1	57.1	91
10	一般国道122号線	緑区大字間宮	緑区大字大門	58.3	25.0	25.0	12
11	一般国道122号線	緑区大字大門	緑区大字大門	37.5	29.2	29.2	24
12	一般国道122号線	岩槻区大字馬込	岩槻区大字馬込	95.2	95.2	95.2	42
13	一般国道122号線	岩槻区大字平林寺	岩槻区本町3丁目16	98.9	98.9	98.9	526
14	一般国道122号線	岩槻区本町3丁目16	岩槻区加倉1丁目33	99.7	99.7	99.7	351
15	一般国道16号線	西区大字西遊馬	西区大字宝来	100	100	100	88
16	一般国道16号線	西区大字宝来	西区大字指扇	100	96.9	96.9	418
17	一般国道16号線	西区大字指扇	北区日進町	44.6	23.8	23.8	130
18	一般国道298号線	南区辻	南区辻	93.8	82.9	82.9	403
19	一般国道298号線	南区辻	南区辻	96.2	90.2	90.2	235
20	一般国道298号線	南区辻	南区文蔵	96.0	94.0	94.0	199
21	一般国道298号線	南区文蔵	南区文蔵3丁目40	100	100	100	299
22	川口上尾線	南区大字太田窪	南区大字太田窪	100	100	100	8
23	川口上尾線	南区太田窪5丁目23	緑区原山2丁目6	99.4	91.7	91.6	1,016
24	川口上尾線	大宮区堀の内町	北区吉野町2丁目231	100	95.0	95.0	2,164
25	さいたま東村山線	浦和区高砂4丁目1	南区関1丁目7	99.6	99.6	99.6	925
26	さいたま東村山線	南区関1丁目7	桜区田島	99.8	91.4	91.4	649
27	さいたま東村山線	桜区田島	桜区大字下大久保	96.0	88.6	88.6	175
28	越谷岩槻線	岩槻区大字末田	岩槻区城南2丁目6	99.6	92.7	92.7	463
29	さいたまふじみ野所沢線	大宮区北袋町	中央区上落合1丁目11	100	99.6	99.6	261
30	さいたまふじみ野所沢線	中央区上落合7丁目6	中央区円阿弥7丁目1	99.6	100	99.6	794
31	さいたまふじみ野所沢線	大宮区三橋	西区大字水判土	97.7	91.9	91.9	222
32	さいたまふじみ野所沢線	西区大字水判土	西区大字飯田新田	100	100	100	275
33	新方須賀さいたま線	岩槻区大字新方須賀	岩槻区大字末田	100	50	50	2
34	新方須賀さいたま線	岩槻区大字末田	緑区大字寺山	95.7	90.4	90.4	115
35	新方須賀さいたま線	見沼区大字南平野	大宮区大門町	99.9	90.1	90.1	1,002
36	新方須賀さいたま線	大宮区吉敷町	中央区上落合5丁目17	100	99.7	99.7	350
37	宗岡さいたま線	中央区本町東2丁目12	中央区下落合5丁目1	100	100	100	383
38	宗岡さいたま線	中央区本町西4丁目15	中央区上落合4丁目1	100	100	100	857
39	加茂宮広路線	北区植竹町	北区宮原町	100	100	100	244
40	南浦和越谷線	南区大字太田窪	南区大字円正寺	100	93.6	93.6	187
41	南浦和越谷線	緑区大字大間木	緑区大字大間木	100	100	100	145
42	市道715号線	中央区新都心	中央区新都心	0	0	0	0

道路交通騒音測定結果(平成 26 年度)

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度 ^{※2}	
		昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道 17 号線	70	71	○ ^{※1}	×
8	一般国道 122 号線	76	74	×	×
13	一般国道 122 号線	64	59	○	○
17	一般国道 16 号線	78	78	×	×
24	川口上尾線	67	66	○	×
26	さいたま東村山線	67	66	○	×
28	越谷岩槻線	70	67	○	×
32	さいたまふじみ野所沢線	68	64	○	○
34	新方須賀さいたま線	70	66	○	×
38	宗岡さいたま線	66	62	○	○
41	南浦和越谷線	70	66	○	×
超過区分数				2	8

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間の自動車騒音の要請限度は、昼間(午前6時~午後10時)75dB、夜間(午後10時~午前6時)70dB

道路交通振動測定結果(平成 26 年度)

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度 ^{※2}	
		昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道 17 号線	50	50	○ ^{※1}	○
8	一般国道 122 号線	52	51	○	○
13	一般国道 122 号線	50	44	○	○
17	一般国道 16 号線	57	57	○	○
24	川口上尾線	45	41	○	○
26	さいたま東村山線	46	41	○	○
28	越谷岩槻線	59	54	○	○
32	さいたまふじみ野所沢線	40	33	○	○
34	新方須賀さいたま線	53	49	○	○
38	宗岡さいたま線	45	38	○	○
41	南浦和越谷線	43	36	○	○
超過区分数				0	0

※ 振動測定値は 80%レンジ上端値(L₁₀)です。

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 道路交通振動の要請限度は、第 1 種区域昼間(午前8時~午後7時)65dB、第 1 種区域夜間(午後7時~午前8時)60dB、第 2 種区域昼間(午前8時~午後7時)70dB、第 2 種区域夜間(午後7時~午前8時)65dB

平成26年度の規制対象の工場・事業場数は、騒音規制法に関して1,014工場（6,547施設）、振動規制法に関して500工場（3,089施設）で、届け出られた主な施設は、空気圧縮機・送風機、金属加工機械などです。条例の対象となる工場・事業場は、騒音に関して589工場（2,041施設）、振動に関して4工場（11施設）ありました。

また、杭打ち機やバックホウの使用など、比較的大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業については、事前に市へ届出を行うことが義務付けられていますが、平成26年度の届出件数は、騒音に関するもの（さく岩機、空気圧縮機等）268件、振動に関するもの（ブレーカー等）167件でした。

悪臭に関して、届出制度はありませんが、悪臭防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。

一方、騒音・振動・悪臭の発生源に対して、申し立てがあった苦情件数は、平成26年度は騒音185件、振動31件、悪臭68件でした。経年変化でみるとそれぞれの苦情件数は横ばい傾向にありますが、近年は、店舗に設置されたエアコン室外機等の機器や深夜営業騒音に関する苦情が増えています。

市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより生活環境の保全と市民満足度の向上をめざし、平成32年度における騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の目標値を100%と設定しました。平成26年度の解決率は、前年度より若干上昇しました。

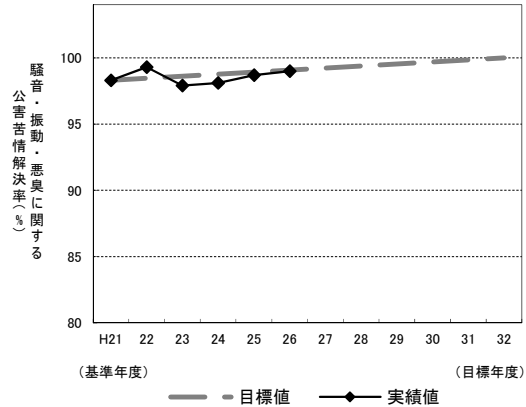


図2-4-8 騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の推移

表2-4-10 《指標》騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の推移

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値(年度)
騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率(%)	98.3	99.3	97.9	98.1	98.7	99.0	100 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	△	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	△	△	△	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。又は前年度より良化している。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
騒音に関する苦情件数(件)	174	171	176	146	173	185
振動に関する苦情件数(件)	33	32	57	36	55	31
悪臭に関する苦情件数(件)	88	70	99	87	109	68

イ)課題

自動車騒音については、平成 23 年度から新たに 5 ヶ年計画で市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道について調査を実施しました。道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に自動車騒音・道路交通振動の状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直し、低騒音舗装や防音壁等の整備を推進する必要があります。今後も調査を継続して実施し、より生活環境が向上するよう交通環境プラン等の施策に反映していく必要があります。

公害苦情については、迅速な対応による解決率の向上に努めるとともに、苦情が発生する前に事業者が未然に防止対策を講じることなどにより、苦情件数が減少するよう環境法令の周知・啓発を図っていく必要があります。

【光害・日照障害等】

ア)現況

都市化の進展に伴い、従来の典型7公害に分類されない新たなタイプの公害が社会問題となってきています。特に、照明機器等の使用が人の諸活動や動植物・農産物に悪影響を与える「光害」については、環境省が「光害対策ガイドライン」を策定しているほか、本市では「さいたま市生活環境の保全に関する条例」で光害の防止を規定しています。

イ)課題

都市化の進展に伴い、住宅、事業所、店舗等が混在・密集して立地することによって、光害のような都市部特有の環境問題が発生するケースが増えています。

(2)個別施策の実施状況と課題

①騒音・振動対策の推進

■新幹線鉄道の騒音・振動

○実施状況

市内の新幹線鉄道の騒音・振動については、北区の吉野町と今羽町の2地点で、軌道中心から25mと50mの地点（振動は25m地点のみ）で測定しています。平成26年度の騒音レベルは66～68dBで、環境基準の70dB以下でした。また、振動レベルも59～61dBで、指針値の70dB以下でした。

表 2-4-11 《指標》新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。
 【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

○課題

今後も調査を継続して実施し、新幹線鉄道沿線の生活環境が保全されるよう監視していきます。

② 悪臭対策の推進

■ 悪臭対策

○ 実施状況

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく臭気指数規制により悪臭対策を行っています。

悪臭対策については、苦情の申し出が行われた際に調査を行い、法及び条例の規制基準を超える臭気指数などが検出された場合に、工場・事業場などに対して行政指導を行っています。

また、工場や事業場の建設にあたっては、周辺的生活環境・立地条件や事業形態に適合した悪臭防止対策の指導・啓発を行っています。

一方で、家庭生活や小規模飲食店から出るにおいなどが原因となっている苦情が増加しています。これらの要因は、悪臭に関係する従来の法・条例による規制の対象外であり、関係者同士の話し合いや悪臭防止技術の開発による解決が必要となっています。

平成26年度の公害苦情を種類別で見ると、悪臭に関する苦情は68件でした。

○ 課題

平成21年4月に施行されたさいたま市生活環境の保全に関する条例により、悪臭規制の対象業種が埼玉県生活環境保全条例で対象であった塗装工事業等13業種から全業種に拡大されました。苦情件数を減少させるためには、悪臭発生の未然防止などの臭気対策が図られるよう、市内の事業者に対して広く条例の規制を周知していくことが課題となります。

③ 光害への対応

■ 光害への対応

○ 実施状況

平成21年4月に施行されたさいたま市生活環境の保全に関する条例では、照明機器から照射される光について、照射する対象範囲の外部に漏れることに起因する人の諸活動及び動植物への悪影響（光害）を防止するための措置を講ずるよう努めることとしています。特に、サーチライト等の不適切な使用は住民の不快感、エネルギーの浪費、天体観測への支障などの悪影響を及ぼし、地域を越えて問題となることも少なくないことから、一部の例外を除きサーチライトなどの使用を規制しています。

平成26年度は、サーチライトなどの不適切な使用に対し指導を行った事例はありませんでした。

○ 課題

さいたま市生活環境の保全に関する条例により、現在では市内でサーチライトなどを不適切に使用している事例はありません。今後は、各種環境法令の届出やさいたま市開発行為の手続きに関する条例に基づく事前協議など際に条例の規制について周知し、光害を未然に防止することが課題となります。

4-5 化学物質対策の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

ダイオキシン類は発がん性、催奇形性、内分泌かく乱性などの毒性が疑われており、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに発生します。

本市では、ダイオキシン類の発生を抑制するため、以下の対策を実施しています。

- ・ 大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制対象となる廃棄物焼却炉の設置事業者に対する指導
- ・ さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく小型焼却炉の適正管理の指導
- ・ 市民や事業者が自主的に行うごみ焼却の自粛の呼びかけ
- ・ 廃棄物の野外焼却防止のためのパトロール実施
- ・ 市のごみ焼却施設の適正運転によるダイオキシン類濃度の抑制

平成 26 年度に、一般大気 6 地点、河川水 6 地点（4 河川）、河川底質 5 地点（3 河川）、土壌 1 地点、地下水 1 地点のダイオキシン類の濃度調査を実施したところ、すべての調査地点で環境基準を満たし、ダイオキシン類濃度に係る環境基準達成率は 100%となりました。近年の調査地点のダイオキシン類濃度は減少、又は横ばい傾向にあります。

また、内分泌かく乱化学物質については鴨川、芝川及び綾瀬川の合計 5 地点で河川水について調査を実施し、平成 26 年度においても、全地点で環境省が設定した予測無影響濃度を下回っていました。

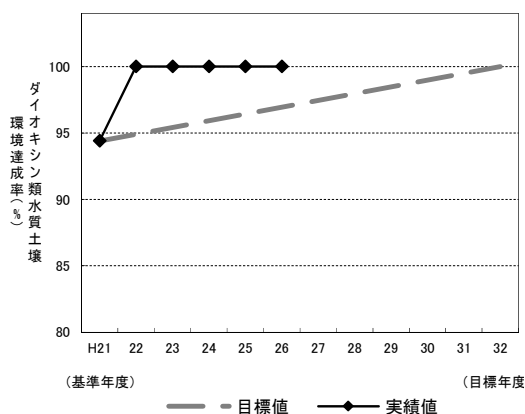


図 2-4-9 ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率の推移

表 2-4-12 《指標》ダイオキシン類一般大気環境基準達成率、ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率の推移

指標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値 (年度)
ダイオキシン類一般大気 環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準 年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準 年度	○	○	○	○	○	
ダイオキシン類水質土壌 環境基準達成率(%)	94.4	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準 年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準 年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。又は前年度より良化している。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

工場・事業場のダイオキシン類排出基準達成率の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
規制対象の工場・事業場数(件)	24	24	18	17	17	17
排出ガス検査件数(件)	4	3	3	3	3	3
排出基準達成件数(件)	4	3	3	3	3	3
工場・事業場のダイオキシン類排 出基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100

イ)課題

ダイオキシン類は、主に廃棄物の燃焼や化学物質の合成過程で発生し、環境中へ放出されています。廃棄物焼却炉や小型焼却炉の監視・指導の強化を図るとともに、野焼きなど廃棄物の不適正な処理を防止するための監視体制の強化が必要です。また、工場・事業場排水についての指導の徹底も必要です。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 化学物質による環境リスクの低減

■ PRTR 法による化学物質の監視

○ 実施状況

本市では、平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法、PRTR 法）に基づき、同法が定める業種や要件に該当する事業者から、化学物質の排出量と移動量の届出を受け付けています。

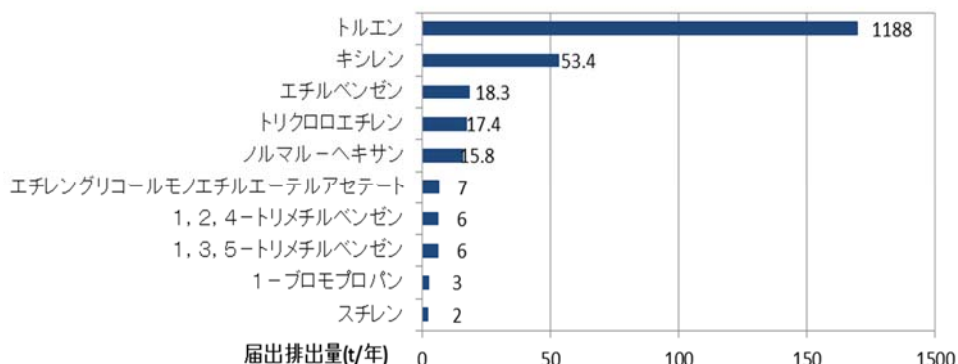
平成 26 年度に本市に届け出られた、平成 25 年度の化学物質の排出量は、トルエン、キシレンが多く、大気中に排出されたり、廃棄物として処理されるなどしています。

最も排出量の多かったトルエンは、ゴム製品製造業で主に排出されたほか、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業の順に多く排出されました。

その他、キシレン、エチルベンゼン、トリクロロエチレンは金属製品製造業から多く排出されました。

PRTR 法に基づく特定化学物質の排出・移動量の概要
(平成 25 年度排出分)

		さいたま市	埼玉県
届出事業所件数(件)		149	1,545
排出量(t/年)	大気	1,324	7,572
	水域	2.6	261
	土壌	0	0
	埋立	0	0
	小計	1,327	7,833
移動量(t/年)	廃棄物	737	8,089
	下水道	2.4	62
	小計	739	8,152
排出量・移動量(t/年)		2,066	15,984



○ 課題

取り扱っている化学物質に関する情報に限らず、事業者が取り組んでいる環境負荷低減活動や環境保全対策について、市民や行政との対話を通じて、すべての関係者が正確な情報を共有し、それぞれの立場を尊重しながら、信頼関係の構築を図ることを目的とした環境コミュニケーションの実施を積極的に支援します。

②環境コミュニケーションの推進

■環境コミュニケーションの推進

○実施状況

平成26年度までに延べ18回の環境コミュニケーションが開催されています。また、平成26年度には、事業者が環境コミュニケーションの必要性について、理解を深め、自らが積極的に環境コミュニケーションを実施するよう、「環境コミュニケーション推進セミナー」を開催しました。

本市では、環境コミュニケーションを実施する事業者を支援しています。

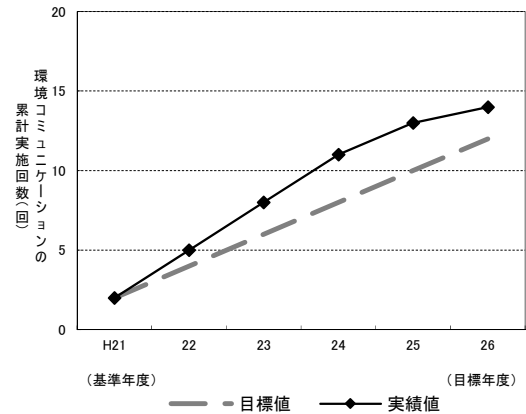


図 2-4-10 環境コミュニケーションの実施回数の推移



環境コミュニケーションでの説明の様子

表 2-4-13 《指標》環境コミュニケーションの実施回数の推移

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値(年度)
環境コミュニケーションの実施回数(累計)(回)	2	5	8	11	13	14	12 (平成26年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。又は前年度より良化している。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

○課題

現在、主に大規模な工場・事業所が実施していますが、中小企業にいかに推進していくかが課題となっています。